

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-62
提出年月日	令和2年6月12日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

所長，原子炉主任技術者への報告等の
行為について

令和2年6月

東京電力ホールディングス株式会社

所長，原子炉主任技術者への報告等の行為について

1. 原子炉主任技術者，所長への報告等について

原子炉主任技術者（以下、「炉主任」という。）及び所長への報告等の保安規定上の行為については，添付のとおり各条に定められており，炉主任，所長を区分して整理すると下表のとおりとなる。

区分	確認	報告	連絡	承認
炉主任	○	○	○	—
所長	○	○	○	○

ここで，炉主任，所長への各行為及び炉主任，所長の行為内容は，以下のとおりとなる。

(1) 炉主任への各行為内容について

項目	内容	保安規定の記載の例
①確認	<u>確認する</u> 炉主任の確認を得ていなければ当該決定ができない手続きとするか，または当該決定を差し戻す権限が炉主任に付与されていることが必要であることから規定されているもの。(安全上重要な制限値の設定，教育・訓練，SA設備の代替措置等)	第23条（制御棒の操作） 2.（1）燃料GMは，原子炉の状態が運転及び起動で，かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち，制御棒操作手順を作成し，原子炉主任技術者の <u>確認</u> を得て当直長に通知する。
②報告	<u>報告する</u> 社長が責務を十分に（不足なく）果たすため，社長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(保安の監督状況等)	第9条（原子炉主任技術者の職務等） （6）保安の監督状況について，定期的及び必要に応じて社長に直接 <u>報告</u> する。
	<u>報告を受ける</u> 保安の監督の責務を十分に（不足なく）果たすため，発電所の保安に関する情報を会議体への出席や検査等への立会等を通じて自ら入手するほか，発電所組織は，炉主任が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(教育・訓練の結果，事象発生後の原子炉施設の点検結果等)	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）〔7号炉〕 3.（2）オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し，所長及び原子炉主任技術者に <u>報告</u> すること

項目	内容	保安規定の記載の例
③連絡	<u>連絡を受ける</u> 発生した事象等に関する事実関係を的確に伝え、後段の判断、指示に資するための情報を速やかに連絡しておく必要があることから規定されているもの。(事象等の発生等)	第17条(火災発生時の体制の整備) 〔7号炉〕 4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに <u>連絡</u> するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

(2) 所長への各行為内容について

項目	内容	保安規定の記載の例
①確認	<u>確認する</u> 所長の確認を得ていなければ当該決定ができない手続きとするか、または当該決定を差し戻す権限が所長に付与されていることが必要であることから規定されているもの。(教育・訓練)	第118条(所員への保安教育) (1) 原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の <u>確認</u> を得て原子力・立地本部長の承認を得る。
②報告	<u>報告する</u> 社長が責務を十分に(不足なく)果たすため、社長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(トラブル等の報告等)	第121条(報告) 2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に <u>報告</u> する。
	<u>報告を受ける</u> 所長の責務を十分に(不足なく)果たすため、所長が必要とする保安活動に関する情報を提供できる状況としておくことが必要であることから規定されているもの。(教育・訓練の結果、事象発生後の原子炉施設の点検結果等)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)〔7号炉〕 3. (2)オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に <u>報告</u> すること

項目	内容	保安規定の記載の例
③連絡	<u>連絡する</u> 発生した事象等に関する事実関係を的確に伝え、後段の判断、指示に資するための情報を速やかに連絡しておく必要があることから規定されているもの。(事象等の発生等)	第113条 2. 所長は、警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、第111条に定める経路にしたがって、社内及び社外関係機関に <u>連絡</u> 又は通報する。
	<u>連絡を受ける</u> 同上。	第17条（火災発生時の体制の整備）〔7号炉〕 4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに <u>連絡</u> するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。
④承認	<u>承認する</u> 発電所の保安活動の最高責任者である所長の計画等の決定に係る行為として規定されているもの。(安全上重要な制限値の設定、教育・訓練等)	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）〔7号炉〕 3. (2) エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の <u>承認</u> を得ること

2. まとめ

炉主任、所長への各行為及び炉主任、所長の行為内容について整理を実施した。保安規定の各条文においては、この整理に基づき、適切に規定されている。

以上

保安規定の各条文における炉主任及び所長への各行為の確認結果

	柏崎刈羽原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉主任技術者	所長
(保安に関する職務)				
第5条	(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の順守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。	—	報告する	報告する
(原子炉主任技術者の職務等)				
第9条	原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。			
	(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。			
	(2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。	—	確認する	—
	(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。	—	確認する	—
	(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。	—	確認する	—
	(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。	—	報告する	—
	(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。	—	報告する	—
	(7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。			
	(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。			
	2. 重大事故等時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。			
	3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。			
(運転員等の確保)				
第12条	5. 発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。	発電GM	確認する	承認する
	6. 発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。	発電GM	確認する	承認する
	8. 防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。	防災安全GM	確認する	承認する
	9. 防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。	防災安全GM	確認する	承認する
(火災発生時の体制の整備)				
第17条	[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉]			
	2. 各GMは、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認し、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	3. 各GMは、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設*3の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	[7号炉]			
	4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
(内部漏水発生時の体制の整備 [7号炉])				
第17条の2	4. 当直長は、内部漏水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
(火山影響等発生時の体制の整備 [7号炉])				
第17条の3	5. 当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
(その他自然災害発生時等の体制の整備)				
第17条の4	[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉]			
	各GMは、震度5弱以上の地震が観測*1された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
	[7号炉]			
	4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
(有毒ガス発生時の体制の整備 [7号炉])				
第17条の5	4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
(重大事故等発生時の体制の整備 [7号炉])				
第17条の7	3. 防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。	防災安全GM	—	承認する
	(2) 重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項			
	エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること	防災安全GM	確認する	承認する
	オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける

柏崎刈羽原子力発電所保安規定の条文		実施者	原子炉主任技術者	所長
(大規模損壊発生時の体制の整備〔7号炉〕)				
第17条の8	防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。	防災安全GM	—	承認する
	(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項			
	エ. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること	防災安全GM	確認する	承認する
	オ. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける
(制御棒の操作)				
第23条	2. 制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。			
	(1) 燃料GMは、原子炉の状態が運転及び起動で、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。	燃料GM	確認する	—
(原子炉停止時冷却系その2)				
第35条	原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系 ^{※1} は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。			
	表35-1 運転上の制限 (1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ^{※3} 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること ※3: 原子炉安全GMはあらかじめその期間を評価し、原子炉主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。	原子炉安全GM	確認する	—
(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)				
第37条	2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃以内(6号炉及び7号炉は除く。)及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度 ^{※1} と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。			
	(1) 高経年化評価GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度(1号炉においては、ぜい性遷移温度)の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。	高経年化評価GM	確認する	承認する
(重大事故等対処設備)				
第66条	要求される措置 当直長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	各GM	確認する	—
(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)				
第69条	2. 複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。			
	(1) 燃料GMは、制御棒操作を行うにあたり、あらかじめ制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。	燃料GM	確認する	—
(運転上の制限を満足しない場合)				
第73条	4. 当直長及び燃料GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。	運転管理部長	報告を受ける	報告を受ける
	6. 当直長及び燃料GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。	運転管理部長	報告を受ける	—
	7. 当直長及び燃料GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。	当直長 燃料GM	確認する	—
(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)				
第74条	2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 ^{※1} を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	各GM	確認する	—
	3. 各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 ^{※2} を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	各GM	確認する	—
	10. 各GMは、第2項に基づく保全作業及び第3項において、完了時間を超えて保全作業を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。	運転管理部長	報告を受ける	—
(異常発生時の基本的な対応)				
第76条	4. 当該号炉を所管する運転管理部長及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。			
	(1) 当該号炉を所管する運転管理部長は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。	運転管理部長	報告を受ける	報告を受ける
	(3) 当該号炉を所管する運転管理部長は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。	運転管理部長	報告を受ける	報告を受ける
(異常時の措置)				
第77条	3. 第76条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。			
	4. 当直長は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。	当直長	確認する	—
(異常収束後の措置)				
第78条	当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。			
	2. 当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	当直長	確認する	承認する
(新燃料の運搬)				
第79条	6. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	燃料GM	—	承認する
(燃料取替実施計画)				
第82条	燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	燃料GM	確認する	承認する
	3. 燃料を装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超過していない場合は除く。	燃料GM	確認する	報告を受ける
(使用済燃料の運搬)				
第86条	6. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	燃料GM	—	承認する
(放射性固体廃棄物の管理)				
第87条	8. 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。	環境GM	—	承認する

柏崎刈羽原子力発電所保安規定の条文		実施者	原子炉主任技術者	所長
(管理区域の設定及び解除)				
第92条	5. 放射線管理GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	放射線管理GM	確認する	承認する
	7. 放射線管理GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	放射線管理GM	確認する	承認する
(発電所外への運搬)				
第104条	各GMは、核燃料物質等(第79条、第86条及び第87条に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	各GM	—	承認する
(協力企業の放射線防護)				
第105条	放射線安全GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。	放射線安全GM	—	承認する
(原子力防災組織)				
第108条	防災安全GMは、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。	防災安全GM	—	承認する
	2. 緊急時対策本部の部長は、所長とする。ただし、防災安全GMは、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。	防災安全GM	—	承認する
(原子力防災組織の要員)				
第109条	防災安全GMは、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。	防災安全GM	—	承認する
(緊急作業従事者の選定)				
第109条の2	防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業 [*] に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。	防災安全GM	—	承認する
(原子力防災資機材等)				
第110条	各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。	各GM	—	承認する
(通報経路)				
第111条	防災安全GMは、警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。	防災安全GM	—	承認する
(緊急時演習)				
第112条	防災安全GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。	防災安全GM	—	報告を受ける
(通報)				
第113条	当直長等は、警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は、第111条に定める経路にしたがって、所長に報告する。	当直長等	—	報告を受ける
	2. 所長は、警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、第111条に定める経路にしたがって、社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。	—	—	連絡する
(原子力防災態勢の発令)				
第114条	所長は、警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、原子力防災態勢を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、原子力防災態勢を発令した場合は、直ちに原子力運営管理部に報告する。	—	—	報告する
(所員への保安教育)				
第118条	原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NH-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。 (1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1、2、3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。 (3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。	原子力人財育成センター所長	確認する	確認する
		原子力人財育成センター所長	—	報告を受ける
(協力企業従業員への保安教育)				
第119条	3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。	発電GM	確認する	確認する
	4. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。	発電GM 燃料GM	確認する	確認する
	5. 各GMは、火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表118-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること(重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む))の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。	各GM	確認する	確認する
	6. 各GMは、第3項、第4項及び第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。	各GM	—	報告を受ける
(報告)				
第121条	各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM 運転管理部長	報告を受ける	報告を受ける
	2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。	—	—	報告する

	柏崎刈羽原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉主任技術者	所長
(添付2)				
1. 火災	1. 5 手順書の整備 (2) 防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。			
	テ. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認 各GMは、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	ト. 地震発生時における火災発生の有無の確認 各GMは、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
2. 内部溢水	2. 4 手順書の整備 (1) 発電GM及び技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。			
	オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各GMは、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
3. 火山影響等、積雪	3. 4 手順書の整備 技術計画GMは、火山影響等及び積雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。			
	(9) 降灰時の原子炉施設への影響確認 各GMは、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設並びに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、点検を行うとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、火山影響等及び積雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
4. 地震	4. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。			
	ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各GMは、発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
5. 津波	5. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。			
	エ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各GMは、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
6. 竜巻	6. 4 手順書の整備 技術計画GMは、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。			
	(4) 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各GMは、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	各GM	報告を受ける	報告を受ける
	6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける
7. 有毒ガス	7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	運転管理部長	連絡を受ける	連絡を受ける

	柏崎刈羽原子力発電所保安規定の条文	実施者	原子炉主任技術者	所長
(添付3)				
1. 重大事故等対策	1. 重大事故等対策			
	(2) 原子力運営管理部長は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に定める。			
	オ. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。	—	確認する	—
	(3) 防災安全GMは、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項及び1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	防災安全GM	—	承認する
	1. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備			
	(2) 教育訓練の実施			
	ウ. 成立性の確認訓練			
	防災安全GMは、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	防災安全GM	確認する	承認する
	(イ) 成立性の確認結果を踏まえた措置			
	a. 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、役割に応じた必要な力量(以下(イ)において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。			
	(a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける
	(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける
	b. 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。			
	(a) 所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける
(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長及び原子炉主任技術者に報告する。	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける	
(c) (b) 項の措置により、力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける	
(e) (d) 項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長及び原子炉主任技術者に報告する。	防災安全GM	報告を受ける	報告を受ける	
2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項			
	2. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備			
	(2) 対応要員への教育訓練の実施			
	ウ. 技術的能力の確認訓練			
	防災安全GMは、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	防災安全GM	確認する	承認する